

Title	ネット上の性情報に対する規制とメディア・リテラシー教育のあり方の国際比較
Sub Title	
Author	渡辺, 真由子(Watanabe, Mayuko)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2011
Jtitle	メディア・コミュニケーション : 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media communications research). No.61 (2011. 3) ,p.59- 73
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20110300-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ネット上の性情報に対する規制と メディア・リテラシー教育のあり方の国際比較

渡辺真由子



▶ はじめに

本稿^①は、日本とカナダにおいて、インターネット上の違法・有害な性情報をめぐる規制の程度とその違いの背景、メディア・リテラシー教育に関する両国の状況を調べ、比較・分析を行う。また、両国の若者がネット上に溢れる性表現をどの程度目にしており、そこからどのような異性観を得ているかを、アンケート調査から分析する。

近年、インターネットにおける違法・有害情報への対応をめぐって各国では様々な対策が進められている。特に、メディア・リテラシーに関する研究や教育が盛んである北米や北欧では、制度の見直しや有害情報アクセスという面に対する対応がかなり進んでいる。なかでもカナダでは、児童ポルノの製造・頒布・所持・アクセスが処罰の対象になっており、児童ポルノを扱った漫画やアニメも違法と見なされている。一方、日本はブロードバンドなどのインフラ普及とネット関連サービス産業成長は速いものの、その過程で新たに登場し始めた諸問題への対応は始まったばかりである。しかしながら2006年インターネット監視財団（Internet Watch Foundation: IWF）の発表によると、ネット上における児童ポルノコンテンツの流通は、アメリカ（51.1%）、ロシア（14.9%）、日本（11.7%）、スペイン（8.8%）、その他（7.5%）、タイ（3.6%）、韓国（2.16%）の順で、日本は第3位に付いている深刻な現状がある。

ネット上の性情報をめぐるこうした諸問題から青少年を保護するには、どのような対策が求められるのか。本研究の目的は、「規制」と「教育」の両面から、海外の事例を参照しつつ、ネット情報のあり方、受け手、特に青少年の保護の方向性を明らかにすることである。研究対象としては、上述したポルノ関連の規制に加え、メディア・リテラシー教育についても先進国であるカナダを選んだ。グローバル化による経済活動の統合、価値観の共有がネットワーク環境の整備により爆発的に拡散されている現在、ネット上における性表現に対する規制や教育問題は一国だけで解決できるものではない。児童ポルノなどネット上の有害情報が性犯罪発生を増加させ、歪んだ異性観の植え付けを引き起こす可能性が議論されている中、規制の範囲と細かい実行条項は各国の裁量に任せるにしても、大まかな制度的枠組みの方向性に関する議論は求められているのである。

脚注

1. 本研究は、共同研究「ネット空間のメディア・リテラシーと情報モラルのあり方に関する国際比較研究」（菅谷・渡辺・金、2010）の一環として行なわれたものである。実施にあたり、吉

田秀雄記念事業財団から平成21年度の研究助成を頂いた。関係者各位に謝意を表したい。

▶ 1 日本とカナダのメディア環境

1-1 インターネットの普及と接続媒体

Windows95が発売された1990年代半ば、日本におけるインターネットの人口普及率はわずか1割に満たなかったが、ネット関連サービスが急速に発展するのに伴って上昇した。総務省（2009）の通信利用動向調査によれば、ネットの普及率（接続機器不問）は2008年の時点で75.3%である（図1参照）。日本は「ネット社会」と称されるものの、未だ4人に1人はネットを利用出来る環境にない。

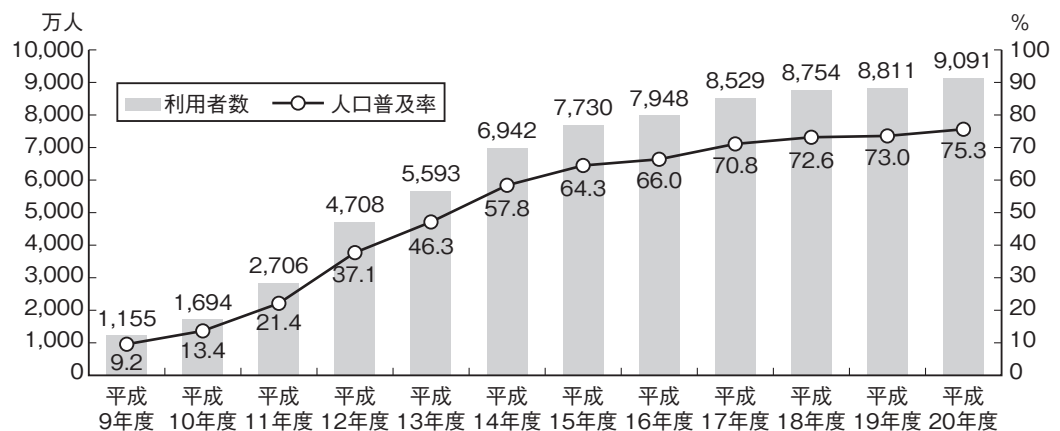
日本の家庭におけるパソコンの普及率は、2008年の時点で85.9%に達した（総務省、2009）。一家に一台のパソコンが居間などに置かれ、家族で共有する形が主流である。日本の特徴として、自分専用のパソコンを持っている子どもが諸外国に比べ少ないことが挙げられる。日本青少年研究所による日米中韓の比較調査（2008）によると、日本の高校生のうち自分専用のパソコンを所有する者は21%どまりで、アメリカが60.7%、中国と韓国も40%を超えるなか、最下位だった。

反面、携帯電話の世帯普及率は95.6%と、パソコンを上回る。携帯の利用率を世代別で見ると、13歳から19歳の間にそれまでの3割から一気に8割へと上がり、40代まで9割超えが続く。また、年取が低い世帯ほどパソコンよりも携帯の利用率が高くなっており、パソコンの価格の高さが壁になっていることが伺える（総務省、2009）。

日本製携帯電話は通話のみならず、メール、インターネットへの接続、カメラ、音楽やテレビの視聴、電子マネー等多彩な機能を盛り込み、世界的にも最高水準を誇る。子どもが所有することも珍しくなくなった。文部科学省の「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」（2009）によると、自分専用の携帯電話を持っている者は小学6年生で24.7%、中学2年生で45.9%。高校2年生ともなると95.9%と、ほぼ全員が携帯電話を持っている。海外の高校生の携帯所有率は韓国が86%、アメリカが80%、中国が63%（日本青少年研究所、2008）であることから、日本の高校生の突出ぶりは明らかだ。一方で上記のように自分専用のパソコンを持つ者は少ないことから、日本の子どもは高機能な携帯をパソコン代わりにする傾向が見られる。

インターネットに接続する端末としても、パソコンに加え携帯が多用されているのが特徴である。ネット接続が可能な携帯電話は1999年に登場した。2007年の内閣府の調査に

図1 インターネット利用者数及び人口普及率の推移（個人）



（出典）総務省「通信利用動向調査」（2009）

●表 1 カナダのインターネット利用者数と普及率の推移

年	人口	ネット利用者	普及率
2000	31,496,800	12,700,000	40.30%
2003	32,050,369	20,450,000	63.80%
2005	32,440,970	21,900,000	67.50%
2008	33,212,696	28,000,000	84.30%

(出典) Internet World Stats (2008)



よると、携帯からインターネットに接続する子どもの割合は小学生で約 27%、中学生で約 56%、高校生で約 96%に達する。特に 13 歳から 19 歳の場合、ネットの接続にはパソコンより携帯電話を利用する者の方が多い。また、インターネットに接続できるゲーム機が約 2 割の世帯に普及して（総務省，2009）、パソコン・携帯に次ぐ第三のネット接続端末として台頭しつつある。

一方、カナダにおけるインターネット利用者数は 2008 年 3 月現在で 2,800 万人に上り、普及率は国民の 84.3%と、日本よりも高い（表 1 参照）。インターネットを利用する割合は都市在住者の方が地方在住者より多く、年取が高い人・学歴が高い人も、それぞれ低い人よりネットを利用する傾向がある。世代別で見ると、週に一回以上ネットにアクセスする人が 2005 年から 2007 年の間に全ての世代で増えている（Statistics Canada, 2008）。特に 34 歳以下の若年層は、2007 年時点で約 8 割が週に一度以上ネットを使っている。

ブロードバンドの普及は隣国アメリカよりも早く、現在ほとんどのネット利用者はブロードバンドで接続している。このため、インターネットショッピングやインターネットバンキングなどのオンライン活動が盛んに行なわれている。ネットを利用するカナダ人のうち 5 人に 1 人はネット上でブログを書いたり、画像を投稿したり、議論グループに参加したりしている。インスタント・メッセージの利用者は 2 人に 1 人に上る。こうした人々の半分以上は 30 歳以下である（Statistics Canada, 2008）。SNS に関しては、「Facebook」の人気の高い。

カナダ政府による統計 Statistics Canada (2008) によれば、PC を所有するカナダ人家庭の割合は 2006 年の時点で 4 分の 3 を超え、その後も伸び続けている。一方、カナダ人の家庭の 74%は、少なくとも一台の携帯電話を所有している。若い夫婦の場合は固定電話を持たずに携帯だけで済ませる傾向があり、18 歳から 34 歳の者で構成される家庭では、携帯しか持たない割合が 34%に上る（Statistics Canada, 2008）。しかし個人単位の所有率を見ると、07 年で 61%と、先進国のなかで最も低い（Parliamentary Information and Research Service, 2008）。カナダの携帯電話市場は Bell, Rogers, Telus の 3 社による寡占状態で競争がなく、利用料が高値に設定されている事情がある。電話を発信する側のみ課金する日本と異なり、電話を受信する側にも料金が発生する。1 人あたりの平均月額利用料は 56 カナディアドル (C\$) で、アメリカの倍となっている（National Post, January 30, 2007）。反面、BlackBerry や Iphone 等に代表されるスマートフォンの普及は現在約 5%にとどまるが、それらに向けたコンテンツやアプリケーションの開発競争が激しくなっている。特に BlackBerry はカナダで製造されていることもあり、大型電気店にて大々的にプロモーションされている。

インターネットへの接続方法は主にパソコンからで、携帯電話からのネット利用率は 10%に満たない（Ipsos News Center, 2009）。カナダでは、携帯電話からネットへ接続するオプションがデータのダウンロード料に応じて課金される仕組みで、高額になりがちであることが理由と考えられる。また、街中いたるところにインターネットの無線 LAN を無

料で提供するカフェがあり、ノートパソコンを持ち込むカナダ人の姿が多く目に付く。携帯電話でネットに接続せずとも、こうしたカフェの利用で事足りりとしているようである。

1-2 ネットにおける有害情報の現状

携帯サイト上には、「性」に関する様々な有害情報がある。日本の子どもの場合、主に携帯を通してネットのサイトを閲覧していることから、携帯サイト上の有害情報の方が、パソコン上のそれよりも子どもの目に触れる確率が高いと考えられる。例えば、「出会い系サイト」をきっかけに児童買春・児童ポルノ禁止法違反や強姦の被害にあった子どもは08年で724人に上り（警察庁、2009）、うち98%以上が、出会い系サイトにアクセスする手段として携帯電話を使っていた。被害内容としては、車に乗せられ、車中やホテルで被害を受けるのが典型である。「覚せい剤を打たれ、性的暴行をされた」「体に入れ墨を彫られた」「睡眠薬を飲まされ、裸の写真を撮られた」といった例は枚挙にいとまがない。

また、子どもたちに圧倒的に支持されている携帯サイトに「プロフ」がある。プロフとは、プロフィールを記入するホームページの略称で、名前や生年月日、好みの音楽など、自分の情報を公開する。写真や日記を載せたり、第三者がコメントを書き込んだりすることもできる。文部科学省が2008年末に実施した調査によると、高校2年生の4割以上、首都圏の女子高校生であれば7割以上が、自分のプロフを開設している。一方、我が子がプロフをやっているのを把握する保護者は、2割に満たない。

このプロフが、最近は援助交際の間として利用されている。少女たちはここに自分の半裸画像を載せ、援助交際の相手を募集している。さらに大人の側も「お小遣いが欲しい女の子の募集中」などと買春をほのめかす書き込みをし、売買春があたかも手軽な小遣い稼ぎであるかのようなメッセージを発信する。プロフ、SNS、ゲームサイトなどの「出会い系サイト以外」をきっかけとした性犯罪などの被害児童数は2008年に792人、2009年上半期に545人で、いずれも出会い系による被害を上回る（表2参照）。出会い系に対する年齢確認などの規制強化で、犯行の間は一般サイトへと移行しつつあるのである。

子どもが巻き込まれて被害者となる性的トラブルは、日本の場合、上記のように携帯サイトを通じて発生するものが大半である。しかしながらPCサイト上でも、見る者の性的倫理観や異性間を歪める怖れがある情報は多数発信されている。例えば女性の裸体画像や動画を掲載したり、アダルトビデオの宣伝をしたりする「アダルトサイト」は、18歳未満の者でも見られるようになっている。サイトの入り口で「あなたは18歳以上ですか？」

●表2 「出会い系サイト以外」のサイトに関係した事件の検挙状況等（2009年上半期）

		検挙件数	被害児童数			前年比
			女性	男性	合計	
児童買春・児童ポルノ法違反	児童買春	129	97	1	98	+ 39
	児童ポルノ	65	39	2	41	- 5
青少年保護育成条例違反		389	343	20	363	+ 110
児童福祉法違反		37	32	0	32	+ 19
重要犯罪	殺人	1	1	0	1	- 1
	強盗	0	0	0	0	± 0
	放火	0	0	0	0	± 0
	強姦	6	6	0	6	- 4
	略奪誘拐	2	2	0	2	- 2
	強制わいせつ	2	2	0	2	+ 1
合計		631	522	23	545	+ 157

（出典）警察庁（2009）

と質問し、「はい」と答えた者のみ閲覧できるようにしているサイトもあるにはあるが、利用者が本当に18歳以上かどうかを確認する術はサイト側にはない。よってアダルトサイトは18歳未満に向けても、実質的に野放しになっている。こうしたサイトには違法の無修正動画も掲載されるだけでなく、登場する女性は性的暴行を受ける等モノ扱いされ、しかもそれに悦ぶかのように描かれている。視覚効果のみを狙う乱暴な性行為の手法や、誤った避妊法も多々見受けられる。

また、ネット上には性犯罪願望者が集うコミュニティ・サイトが存在する。そこでは共犯者の募集が行なわれ、現実に集団痴漢や集団性的暴行事件を引き起こしている。2009年10月には、こうした交流サイトで仲間を募り女性への集団性的暴行を繰り返したとして、40代の男4人が集団強姦傷害容疑などで逮捕された。さらにネット上の巨大掲示板サイトには、「女性は暴行を受けることを望んでいる」という、性暴力を正当化するメッセージが繰り返し書き込まれている。全くアダルトとは関係のないトピックにも書き込まれ、子どもたちは見ようとしなくても見てしまう。また、子どもの携帯にも無差別に送りつけられる夥しい数の迷惑メールには女性の裸体画像が掲載され、出会い系サイトへ誘導される。このように、子どもたちの目は日々、ネットの性的有害情報にさらされている。

世界的にも、携帯用アダルトコンテンツの市場は不景気にも関わらず成長を続けている。その規模は2013年までに\$4.9billionに達すると予測される。特に動画によるチャットサービスが、1人当たりの利用料金の高さで市場を牽引している（Juniper research, 2008）。カナダでもこうしたアダルトサイトを携帯で見ることは可能だが、大っぴらにという雰囲気ではない。Telusが2007年に北米で初めて、ヌード写真や動画を携帯サイトから有料でダウンロード出来るサービスを開始したところ、キリスト教組織を中心とした数百人の利用者から批判や携帯契約のキャンセルが相次いだ。このため、サービスは開始からわずか1ヵ月余りで終了を余儀なくされた経緯がある。そもそも携帯電話からインターネットを利用する行為が一般的ではないので、携帯の性的有害サイトを通したトラブルは目立っていない。

だが、携帯からネットに接続しなくても、メール機能は使える。カナダでは携帯メールを送ることは「texting（テキストング）」と呼ばれ、人気がある。2002年にサービスが開始されて以降、やりとりされるメールの数は毎年倍増している。これにまつわるトラブルも多い。子どもたちの間では、メールに自分のヌード写真を添付して交際相手に送ることが流行している（textingをもじってsextingという）。その後別れ話になると、相手に写真を学校中にばらまくと脅されることがある。またオンタリオ州では、14歳の少女がメールの交換で親しくなった15歳の少年に外で会おうと持ちかけられた。ところがその人物は実は性犯罪の前科がある20歳の男で、少女を連れまわそうとしたところを逮捕された。

PCでのネット利用を通じて起こる性的被害については、Vancouver Police Department（バンクーバー市警）の児童搾取捜査官、Russ Mitchell氏を訪ね、ヒアリングを実施した。ネット上で性的トラブルに巻き込まれる子どもは主に9歳から12歳で、「Facebook」や「Myspace」といったSNSの利用がきっかけとなっているという。子どもたちはこれらのサイトに自分の顔写真や学校名、趣味、友人関係などの個人情報を書き出し、子どもを狙う者の格好のターゲットになっている。特に「趣味」情報は、その話題を基に子どもと親しくなれるため、彼らが最も知りたがるものである。子どもを狙う者は自分も子どもになりすましてプロフィールを作り、ターゲットの子どもに受けそうな趣味の話題を書き込み、接近する。こうしたケースの場合、子どもは「意図せずに」性的被害者となり得る。

一方、子どもが「意図的に」性的興味を満たそうとする場合もある。よく使われるのは北欧でも人気の交流サイト「HABBO HOTEL」で、子どもたちはこのサイト内に自分の

アバター（分身）を持ち、第三者と性的なチャットを楽しむ。Mitchell氏が捜査したケースでは、このサイトで少女と知り合った男が、PCのウェブカメラを通して少女に自慰行為をさせていたという。また「Facebook」には、性行為に興味を持つ少女たちを紹介するコミュニティが存在する。「子どもたちはそれにどんな危険が伴うか、全くわかっていないのです」と Mitchell氏。子どもを外に誘い出して性的暴行を加える事例も頻発する。ネット絡みの子どもの性被害について、この6年半で約600件の摘発をしたという。他にも、craigslist（クレイグス リスト）という大規模な中古品の売買サイトに出会いを求める男女向けのコーナーがあり、少女が売春をPRしていることがある。なおカナダでは、「16歳未満」の子どもとの性交は、同意があっても違法となる（日本では「13歳未満」）。

FacebookなどのSNSとの性的誘引行為をめぐる協力体制については、被害者がSNSから直接警察に通報出来るシステムはない。警察側が捜査の過程で、必要に応じSNS管理者に情報提供を求める。管理者も、イメージダウンを恐れるため捜査に積極的に協力するという。

1-3 児童ポルノの現状

日本における児童ポルノ犯罪は増加の一途をたどっている。2009年の上半期に全国の警察が摘発した児童ポルノ事件の被害児童は218人で、前年同期より51.4%増え、過去最多を更新した。このうち小学生以下が33人と実に73%もの増加で、低年齢化が進む。児童ポルノの製造は組織的に行なわれることも多い。2010年1月、ネットのファイル交換ソフトを使い女子中学生のわいせつ画像を不特定多数が閲覧できるようにしたとして、18～55歳の男計48人が摘発された。中学教師や研究員、消防士も含まれている。また2006年には、約20人が所属する児童ポルノの愛好家グループが摘発された。インターネットを通じて知り合ったメンバーには、法務局の職員や郵便局員、自衛官もいた。素朴な子どもを求めて郊外へ車を走らせ、裸を撮影する行為を「狩り」と呼んでいたという。パソコンからは、メンバー間で交換されたわいせつ画像約500万枚が押収された。

児童ポルノの製造業者が子どもを集める手段として、ネットも多用されている。携帯サイトに「水着モデル募集」などと書き込めば、ファッションモデルに憧れる少女たちが群がってくる。2008年には、撮影モデルの募集広告に応募した10代の少女が貸しスタジオで男に手錠をかけられ、性的暴行を加えられる事件が発生した。さらに最近、親が自分の子どもの児童ポルノを製造する例も出てきている。2009年、2歳の娘のポルノ写真を撮影して金に換えようとした母親など10人以上が、児童買春・ポルノ禁止法などの疑いで逮捕された。また、子ども同士の「性的ないじめ」も児童ポルノ問題に発展している。同級生の裸の画像を携帯カメラで撮影し、ネットの掲示板に公開した中高生が、児童ポルノの製造や公然陳列の容疑で逮捕される事例が相次ぐ。

一方カナダでは、1980年代半ばから、児童ポルノの入手経路としてインターネットが使われ始め、愛好家たちは掲示板などで情報交換をするようになった。30年以上前に制作された児童ポルノの写真や雑誌もスキャナーでデジタル化され、匿名で簡単に取引される。

前出のVancouver Police Departmentによれば、ネット上の児童ポルノは増加の一途にある。被害児童は低年齢化し、性虐待の様子をより生々しく描く図画が多くなっているという。オンタリオ州では2009年の上半期、7万件もの児童ポルノサイトが発見された。

児童ポルノ事件においては、子どもを性的に暴行した容疑者らの自宅を捜索したところ、児童ポルノのDVDが棚にうず高く積まれていたり、何年にもわたってパソコンに児童ポルノの画像や動画がダウンロードされていたりする例が相次ぐ。それらのポルノには、児童を性的に虐待するイメージが描かれていた。

▶ 2 ネット規制

2-1 携帯・PCサイトの閲覧規制

子どもによる携帯電話を通じたインターネット利用が非常に多い日本では、パソコンよりも携帯サイトへの規制が重視されている。国は2009年4月に「青少年インターネット環境整備法」を施行し、携帯電話事業者に対して、18歳未満用の携帯電話に違法・有害情報をあらかじめ閲覧出来なくするフィルタリングサービスを提供する責務を課した。保護者に対しても、18歳未満の子どものために携帯を契約する場合には、その旨を携帯事業者に申し出ることを義務付けた。一度設定されたフィルタリングは、保護者の申し出がなければ解除出来ない。

どのような内容を「有害」と判断しフィルタリングの対象とするかは、「表現の自由」や「知る権利」の観点から慎重に議論されるべきである。だが現状は、民間のフィルタリングリスト提供会社「ネットスター」一社が作成したカテゴリーを全ての携帯電話会社が適用している。このカテゴリーはアクセス制限の対象サイトを「コミュニケーション」「ギャンブル」「成人嗜好」など73に分けたもので、元々はPCサイトのフィルタリング用に設定された。フィルタリングシステムをサーバー側に作るには100億円近くかかるため、携帯専用の新たなフィルタリングシステム作成にコストがかけれなかったという。後述するカナダと異なり、日本ではフィルタリングサービスの料金を家庭に負担させない。携帯業界にとってみればフィルタリングシステムを整備しても収入が見込めないため、金も手間も割かないのである。

しかし現状のフィルタリングサービスは、友人間のコミュニケーションツールや公的機関からの情報も一律に遮断の対象とする大ざっぱなものであるため、むしろフィルタリングの利用が敬遠されてしまうという問題がある。そこで2008年4月、携帯サイトの審査や認定、運用監視業務を担う目的で、総務省主導のもと民間の第三者機関「一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構」(EMA)が設立された。EMAはフィルタリング基準を策定するほか、審査基準を満たしたと認定したサイトについては、フィルタリングによるアクセス制限を解除することとした。申請を受けたサイトの監視体制や啓発・教育体制などを審査し、2009年9月末までに36件のサイトを認定した。

青少年インターネット環境整備法の施行を受け、東京都内の中学生のフィルタリング利用率は2009年7月の時点で5割を超えた(警視庁, 2009)が、まだ高いとは言えない。子どもが親の同意書を偽造し、フィルタリングを勝手に解除する行動も相次ぐ。EMAへのヒアリングによると、「フィルタリングをかけるのがダサイと思われている」とのことである。フィルタリングサービスが広がらなければ、中小サイトや有害サイトはわざわざEMAにアクセス制限解除を申請はしないだろう。ドメインを頻繁に変更してフィルタリングの網から逃れようとする悪質サイトも存在する。携帯業界には、より精度の高いフィルタリングシステムの構築に注力することが求められる。

PCサイト向けのフィルタリングソフトに関しては、日本では複数の民間企業が提供している。通信利用動向調査によれば、18歳未満の子供がいる世帯の約2割は、パソコンにフィルタリングソフトを利用している(総務省, 2009)。ただ、パソコンの使い方に精通した子どもであれば、フィルタリングの設定を解除することも可能である。

また、インターネット全般のコンテンツの有害性を判断する民間の第三者機関として、2008年5月に「一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構(I-ROI)」が設立された。学識経験者と有識者により策定されるレーティング基準を用いて、サイトの健全性を客観的に認定する。申請企業はまずI-ROIに入会を申し込み、I-ROIが定めた「セルフレーティング基準」に沿って、自社のサイトに有害情報が存在しないように管理・監視

を行なう。このレイティングのカテゴリーは、「ヌード等」「セックス」「暴力・残酷」など10区分が設けられている。審査にかかる期間は約3週間、年会費は約30万～70万円である。申請企業によるこうした運営が機能していることをI-ROIが審査した上で、健全性の認定をする。認定したサイトについては、青少年のどの発達段階にふさわしい表現内容であるかを評価し、「年齢区分」マークを付与する仕組みである。年齢区分マークが付けられていても、対象年齢以外の子どももそのサイトを閲覧する（例：12歳の子どもが「18歳以上のみ対象」のサイトを見る）ことは防げないが、「保護者が子どもに見せていいサイトかどうかを判断するのに役立つ」とI-ROI担当者は語る。2009年10月までに、玩具メーカーのサイトやゲームサイト、携帯向けデコレーションメールサイトなど、5つのサイトが認定された。

こうした有害サイト閲覧をめぐる規制について、カナダの場合は、日本ほど力を入れていない。日本のフィルタリングに相当するサービスとして、カナダにはParental Control Serviceがある。保護者が、子どもに見せたくないサイトのカテゴリー（ギャンブルやドラッグ、出会い系など）を指定し、閲覧制限出来る機能である。カナダの携帯電話会社3社のうち、Bellが2009年にこのサービスを始めた。だが日本とは異なり、月C\$5と有料である。政府は子ども向け携帯電話にフィルタリングの使用を義務付けておらず、フィルタリングをかけるか否かの判断は、あくまで保護者に委ねられている。普及率は公表されていない。

2-2 携帯の所持に関する規制

携帯によるネット利用が進む日本独自の取り組みとして、子どもの携帯所持の制限がある。文科省は2009年、小中学校では携帯電話の持ち込みを原則認めないことを、全国の教育委員会に通達した。これに先立つ2008年の調査で、小学校の94%、中学校の99%が携帯の持ち込みを禁止していることが明らかになっている。

さらに踏み込んで、携帯そのものを「持たせない」ことを推奨する地方自治体も現れた。石川県は2010年1月、「子どもに携帯電話を持たせない」よう定めた全国初の条例を施行した。この「いしかわ子ども総合条例」は、防犯など特別な場合を除き、小中学生に携帯電話を持たせないことを保護者の努力義務とする。罰則規定はない。携帯サイトへの書き込みをめぐる暴行事件など、県内で携帯関連のトラブルが目立ってきたため、自民党議員らによる提案で成立した。石川県へヒアリングしたところ、学校現場の教員らは「保護者や生徒への注意がしやすくなった」と、安堵しているという。

しかし携帯の所持を禁じても、インターネットカフェやゲーム機など、ネットに接触する抜け道はいくらでもある。「重要なのは規制より防犯教育」との声も県内外で上がる。県は各学校に対し、携帯サイトの危険性について年に一度、生徒にプレゼンテーションをするよう求めた。とはいえ「ネット教育のノウハウはまだ不十分。他県と情報交換をしながら進めたい」と話す。

2-3 児童ポルノへの対策

児童ポルノの被害者は、撮影される過程で多大な精神的・肉体的苦痛を与えられ、画像がネット上に掲載されれば発覚に怯える二次被害にさらされる。しかし、児童ポルノに対する日本の法規制は、決して十分ではない。第一に、児童売春・児童ポルノ禁止法は、児童ポルノの単純所持を規制していない。これはG8（主要国首脳会議）の参加国中、日本とロシアだけである。購入が許される限り児童ポルノへの需要は衰えず、水面下での製造や販売は続く。「児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、または公然と陳列した者」への罰則としては、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金を科すこととされ、カナダの罰則（懲役10年以下）よりも軽い。

第二に、アニメーションなどの「非実写系」ポルノを対象にしていない。理由は「被害者が実在しないから」とのことである。このためアニメやゲーム、漫画では、子どもに性行為や性的虐待、拷問を加える描写が野放しになっている。これらは見る者の性的欲望を刺激し、罪悪感や理性を麻痺させないとも限らない。現に、女兒へのわいせつ行為などで逮捕された加害者たちは、「アダルトコミックやアニメからアイデアを得た」と供述している。さらに、成人女性が幼い容姿で出演する「疑似児童ポルノ」はカナダでは違法だが、日本では法規制の対象外である。出演者が実際には成人であろうとなかろうと、「児童に性行為をする」というメッセージを発信していることに変わりはないものの、この点は見逃されている。

警察側の児童ポルノ対策としては警察庁が2009年、取り締まり、流通防止対策、被害児童支援の3分野で構成する重点プログラムを定めた。容疑者や被害児童を特定するため、画像分析の専門チームを設置したほか、被害児童へのカウンセリングなどの支援体制も充実させる。警視庁でも同年、児童ポルノ犯罪を取り締まる専従捜査班を新設すると共に、匿名での通報を受け付ける専用電話「STOP！児童ポルノ・情報ホットライン」を開設した。

翻ってカナダの場合、刑法が、児童ポルノを罰する条項を策定したのは1993年。ここで言う児童ポルノは「18歳未満の者の性器や露骨な性行為を描いたもの」と定義される。被害者が実際には18歳以上であっても、18歳未満であるかのように見せかけて描いた「疑似児童ポルノ」も含まれる。また、実存する児童を登場させる「実写版」のみならず、イラストやアニメーション、漫画などの「非実写版」のポルノも処罰の対象である。これらの児童ポルノを製造、配布、もしくは配布目的のために所持すると10年以下の懲役が科される。単純所持も5年以下の懲役となる。ちなみにアメリカでは非実写版の児童ポルノは合法だが、CGなどでリアルに作られ実写と見まがうようなものは違法とされる。なお、カナダはポルノ全般に対しても、1959年に刑法で「犯罪、恐怖、残虐行為、および暴力」における性の不当な搾取を「わいせつ」と規定しており、「性描写の露骨さ」を基準にしてきた欧米のアプローチとは一線を画している（中里見、2007）。

違法サイトに関する情報を収集するため、カナダ政府は2002年にネット上でホットライン「Cybertip.ca」を開設した。子どもの性を搾取する行為（児童ポルノ、ネット上での子どもへの誘惑、児童買春、海外への児童買春旅行、子どもの密売買など）について一般からネットと電話による報告を受け付け、情報を警察に提供している。月に平均700件以上の報告が寄せられ、アメリカやイギリス、デンマークなど、カナダ国外からのものも多い（Cybertip.ca, 2008）。

児童ポルノを厳しく取り締まる法を制定したカナダではあるが、対策は万全ではない。ネット上では依然として、児童ポルノを見るのが可能である。児童ポルノ事件の容疑者を捜査したり違法コンテンツをプロバイダーから削除したりするための組織として1996年、電話会社やプロバイダー各社から成る「カナダインターネットプロバイダー協会（CAIP）」が設立され、違法コンテンツは扱わないなどの取り決めをしてはいる。だが、これらはあくまで自主規制であり、強制力はない。また、アメリカやイギリス、オーストラリアでは、プロバイダーが児童ポルノサイトへのアクセスを遮断する「ブロッキング」と呼ばれる仕組みが取り入れられているが、カナダでは未導入である。システムの構築に多額の費用がかかるためプロバイダーが抵抗していることや、市民団体から「検閲にあたる」との危惧の声が出ていることが導入への壁となっている。

インターネット上の児童ポルノの場合、世界の様々な国から発信されているので、一カ国だけで取り締まるのは難しい。多国間での共通の犯罪基準を成立させることで共同捜査を可能にする仕組みとしては、欧州評議会サイバー犯罪条約（The Council of Europe's Convention on Cybercrime）がある。この条約は児童ポルノをめぐる加盟国に対し、

証拠収集のための技術向上や資料の共有、ネットを犯罪目的で利用する者に関する情報の入手等を求めている。06年の時点で43カ国が署名し、うち日本を含む22カ国が批准した。カナダも署名はしたが批准はしていない。

▶ 3 メディア・リテラシー教育

3-1 学校の教育

メディア・リテラシーは「メディアの特質、手法、影響を批判的に読み解く」能力と、「メディアを使って表現する」能力の複合である（渡辺，2007）。日本の学校教育には、メディア・リテラシーを専門に教える教科はない。総合学習の時間などで生徒に映像作品制作を体験させることはあるが、そこで重視されるのは「メディアを使って表現する」能力の育成に偏っている。メディア・リテラシーの最大の目的である「メディアを批判的に読み解く」視点は、抜け落ちている感がある。

一方、メディアの中でもインターネットに焦点を当てた教育としては「ネット・リテラシー」教育がある。ネット・リテラシーとは「ネットが持つ特質を理解し、そこにあふれる情報の善悪・真偽を自分の頭で判断し、使いこなす能力」を指す（渡辺，2008）。文部科学省は2002年に施行した学習指導要領において、小学校の段階から授業でコンピューターを活用することを義務付けた。主にパソコンの「操作」について教えるものである。その後ようやく09年、新しい学習指導要領に、努力目標として「情報モラルを身につける」と明記した。文科省は情報モラル教育を、「情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、全ての国民が身につけておくべき考え方や態度」と定義づける。教え方次第で、ネット上の性的有害情報を批判的に検討したり、ネットいじめの危険性を理解したりといった判断力を子どもたちに育む効果が期待される。情報モラル教育は中学校では技術家庭科、高校では情報科で教えることが想定されている。だが、予算や教員の経験が十分ではないこともあり、現場からは「教え方がわからない」との声もあがるなど、教材や指導方法はまだ確立されていない。文科省は今後、ネット教育の専門家を各地に派遣して指導方法を伝授するほか、教諭向けの研修会も開く方針である。また民間団体においても、教育現場へ向けたネット教材を作成する動きがある。

カナダは1987年、世界で初めてオンタリオ州がメディア・リテラシー教育を国語のカリキュラムに取り入れ、2000年までに全ての州が義務化した、メディア・リテラシー教育先駆けの国である。授業は小学校の段階から始まり、「メディアの作り手の『意図』を認識することと、メディアが社会に与える『影響』を理解すること」を目指し、テレビや音楽、広告、ジェンダー表現などを批判的に分析するよう教える。メディア・リテラシーを担当する教師を育成するための仕組みも整っている。大学が専門資格認定コースを設けたり、教育委員会等が教員へのワークショップを実施したりしている。

また、カナダ政府はネット・リテラシーを子どもたちに身に付けさせようと、メディア教育専門のNPO法人「Media Awareness Network (Mnet)」に指導を委託している。Mnetは教師や保護者の意見を取り入れたネット・リテラシー教育のためのプログラムを作成し、それらは学校現場の「情報コミュニケーション技術科」などで使われている。教える内容としては、ネットの主観的な情報を安易に信用しない、迷惑メールに返信しない、SNSなどに個人情報を書き込まない、など。特にカナダではSNSを通して見知らぬ男と出会い、性犯罪の被害に遭う例が頻発しているため、個人情報の扱いについては念を押す必要がある。

携帯メールに関する教育教材を作成する動きも出てきている。カナダの通信事業者団体（CWTA：Canadian Wireless Telecommunications Association）とチャイルド・プロテ

クッションセンターは2010年1月、子どもにテキスティングの道徳や安全な利用法を教育するためのサイトを立ち上げた。「textED.ca」というそのサイトでは、ゲームやクイズ形式を用いながら、被害に遭いやすい事例や対処法を学べるようにしている。子どもへのメッセージとして、例えば「ポルノサイトは単にセックスを扱っている。恋人との関係では、まず信頼や尊敬を育むことが大事」と述べる。日本の情報教育でも、こうした性の問題に踏み込むべきだろう。「textED.ca」は手始めに、カナダ全国100校における7年生（中学1年生）の情報教育で試験的に導入される。

3-2 保護者への啓発

ネットや携帯の危険性をよくわかっていない保護者が、無造作に子どもに携帯を与えるケースは多い。日本の地方自治体レベルでは、保護者向けに独自のネット教育に取り組む地域が目立ち始めた。三重県教育委員会は「インターネット・携帯電話安全安心ガイド」を保護者に配布し、「ネットに書き込んだ人は特定出来る」「携帯の利用時間などにルールを作る」などと呼びかけ、啓発を図っている。PTAでの研修会や、学校裏サイトなどでの有害情報をパトロール（監視）するボランティアの養成も進める。富山や新潟、愛知、鹿児島などでも、似たような取り組みが見られる。

ただ、PTAの集まりに参加したり配布物を読み込んだりするのはもともと意識が高い保護者であり、「本当に啓発したい親には伝わらない」というのが自治体に共通する悩みである。「子どものネット利用への関心度に関するアンケート調査」（米シマンテック、2009）によれば、「オンラインでの安全な習慣について子どもに話をしたことがある」とした親の割合は、世界12カ国中で日本の保護者が最低の22%と、憂慮すべき事態になっている。それぞれの家庭の問題ではあるが、学校側にも、入学式や卒業式といった確実に保護者が集まる場で研修をするなど、一層の工夫が求められる。

反面、カナダの家庭では、保護者が子どもへのネット・リテラシー教育に熱心である印象を受ける。先のシマンテックの調査では、「オンラインでの安全な習慣について子どもに話をしたことがある」とした親の割合はカナダの保護者が87%で、対象国中で最高だった。通信産業協会へのヒアリングによれば、我が子がインターネット・ゲームの中で他者とチャットするような事態を保護者が深刻に受け止め、「知らない人とはネット上で会話しないように」「汚い言葉使いを見ても真似しないように」等注意するケースが目立つという。

3-3 キャリアの取り組み

青少年インターネット環境整備法が施行されたこともあり、日本の携帯キャリア各社は、フィルタリングサービスの利便性を高めている。制限内容に複数のレベルを設け、年齢や状況に応じてフィルタリングを設定することが可能だ。また、子ども向けの携帯であれば、電話の発着信の相手を家族などに限定できる機能や、迷惑メールをシャットアウトする機能も備える。

啓発面にも力を入れ始めた。各社とも学校などへ社員を派遣し、携帯電話の安全な使い方を教える「出前授業」を行なっている。KDDIの場合、保護者や教職員向けの研修も担当する。全国の市教委を対象に、2009年度初めに「出前教室」を広報したところ、年度内に約1,000件の申し込みがあった。学校側は携帯利用に関する講習を警察に依頼することも多いが、その件数が膨大で警察側が対応出来ず、KDDIに代理を頼むこともあるという。教える内容としては、小学生向けには「使用時間」「使用場所」などのマナー面、中学生向けには「プロフでの個人情報露出」などのトラブル面に重点を置いている。

KDDIへのヒアリングによれば、出前授業を実施する理由は「事業リスクとして、携帯利

用のマイナス面を減らしたいから」とのこと。なお、キャリアによるこうした教育は「携帯電話の所持」が前提となっている。そのため、石川県からの出前授業の要望は殆どないという。

カナダでも、「子ども向け」と銘打たれた携帯は販売されている。親が子どもの居場所を特定できる GPS 機能や、電話の相手や利用時間を制限出来る機能が付く。また携帯キャリア各社も、児童ポルノ等のホットライン「Cybertip.ca」やメディア教育専門の NPO 法人「Media Awareness Network (Mnet)」に協賛したり、携帯の安全利用に関するホームページを作成したりしている。

▶ 4 ネット情報が青少年の異性観に与える影響

4-1 調査方法

今回のアンケートでは、日本 123 名 (35%)、韓国 105 名 (30%)、欧州 (カナダとフィンランド) 122 名 (35%) を対象に、2009 年 7 月から 11 月までに合計 350 名から回答が得られた。アンケート用紙は、韓国、フィンランド、カナダの場合は調査協力者に郵送で送り、回答結果を返してもらった。調査国は、日本、韓国、カナダ、フィンランドの 4 カ国であるが、カナダ (17 名) とフィンランド (108 名) を合わせて「欧州」として集計した。

回答者の男女比は、男性が 36.9% (日本 48.8%, 韓国 47.6%, 欧州 15.6%)、女性は 60.0% (日本 45.5%, 韓国 49.5%, 欧州 83.6%) となり、女性の割合が高い。職業をみると、学部生は 88.9% (日本 89.4%, 韓国 96.19%, 欧州 81.9%) と最も多く、修士課程院生 8.0% (日本 65%, 韓国 1.9%, 欧州) 14.7%, 博士過程院生 0.3%, その他 0.9%, 無回答 2.0% の順である。

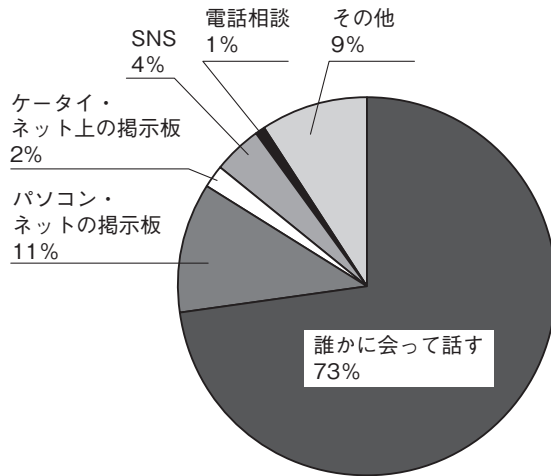
4-2 結果

性的な表現 (水着・裸姿やセクシーなアニメ、卑わいなキャッチコピーなど) を使ったインターネットサイトにパソコンからアクセスする割合は、欧州 77.2%, 日本 45.3%, 韓国 37.2% の順である。一方、携帯から性的表現の使われるサイトにアクセスする割合は、日本がもっとも多く 26.9% となっている。

性体験の書き込み・閲覧に関しては、自分の性体験をパソコンサイトに書き込んだ経験は欧州が 18.8%, 韓国は 6.7%, 日本は 2.4% である。携帯サイトへの書き込み経験者は、対象国全体の 3.2% だった。反面、他人の性体験を閲覧した経験については、パソコンサイトからの閲覧者が日本 45.5%, 韓国 73.4%, 欧州 58.2% となっている。携帯サイトからの閲覧経験者は、日本 31.7%, 韓国 5.7%, 欧州 3.3% と、日本の割合が多い。なお、自分の性体験を相談する方法は、「誰かに会って話す」が 73% と最多だが、「パソコン・ネットの掲示板」11.0%, 「SNS (mixi のようなソーシャルネットワーキングサービス)」4.0%, 「ケータイ・ネット上の掲示板」2% と、ネット関連が後に続く。「電話相談」を選んだ者は 1% である (図 2 参照)。

ネット上の性表現に対する規制については、規制が好ましいと答えたのは、日本 36.6%, 韓国 52.4%, 欧州 46.8% となっている。これに対して、規制が好ましくないと答えたのは、日本 30.1%, 韓国 15.3%, 欧州 18.8%。規制に対する反対は日本で一番多かった。それぞれに理由を選択してもらったところ、「好ましい」理由としては「児童に歪んだ性的情報を与える可能性がある」が 65.7%, 「女性の人権が守られていない」16.1%, 「勉強の妨げになる」10.4%, 「その他」7.8% となっている。「その他」の内容として、「中毒性がある」、「児童ポルノは許されるべきではない」、「教育機関のパソコンから性的表現を見られることは許されない」、「読みたくもないものを見せられるのは不愉快」「規制がある方が技術の進歩につながる」などがある。一方、「好ましくない」理由としては「表現の自由の侵害」が 42.7%, 「ネット上の規制は不可能」33.3%, 「児童の性的情報に対する理解

図2 性体験を相談する方法



(出典) 菅谷, 渡辺, 金による調査 (2009, 未公表)



変化なし」17.7%, 「その他」6.3%となっている。「その他」の内容としては、「表現も選択も個人の自由」, 「知る自由もある」などがある。

児童ポルノについても尋ねた。画像・動画などの児童の性的な「実写」サイトをパソコン上で見る人の割合は、日本20.3%, 韓国4.8%, 欧州33.6%である。これらを携帯サイトで見ると、日本10.5%, 韓国2.9%, 欧州4.9%となった。アニメ・活字など、児童の性的な「実写以外」のサイトについては、パソコンからアクセスする人が日本26.1%, 韓国32.4%, 欧州29.5%である。携帯からのアクセスは、日本15.4%, 韓国4.8%, 欧州3.3%と、日本からのアクセスが多い。児童ポルノをネットで見た感想を聞いたところ、「お金のヒントになる」と答えた人が40.0%と最も多く、「嫌悪感を抱く」30.0%が続いた。さらに「児童への性的好奇心が高まる」4.5%, 「児童へ性行為を試してみたい」4.5%, 「児童に性行為をしても構わない」2.5%, 「児童は性行為を強要されるのが嫌ではない」2.5%「自分でも児童の性的な撮影や投稿をしてみたい」1.5%という結果だった(図3参照)。

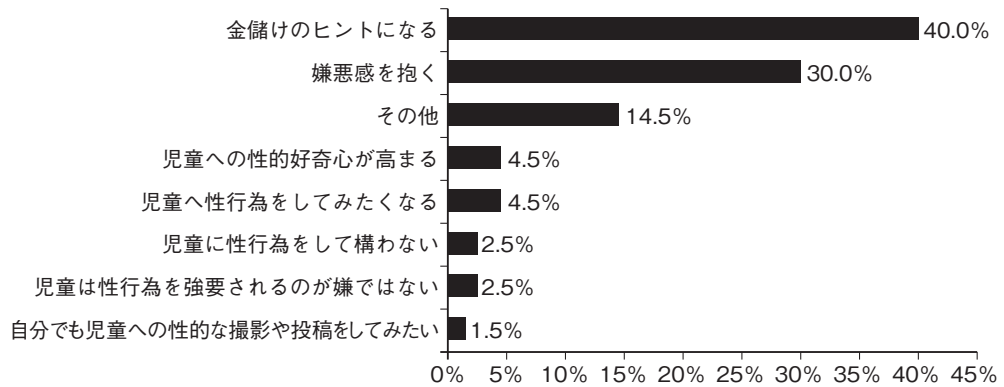
女性に対する性犯罪と見なされる行為(痴漢, 強姦, 監禁強姦, 盗撮, 強制わいせつなど)を、性的興味を満たすために取り上げるサイトについては、ネット上で見る人が日本39.9%, 韓国60.0%, 欧州21.3%である。感想は「嫌悪感を抱く」が68.0%と最も多い。続いて、「そのような性行為への性的好奇心が高まる」9.3%, 「金もうけのヒントになる」3.1%, 「女性へそのような性行為を試してみたい」1.5%, 「女性に性行為を強要しても構わない」1.0%, 「女性は性行為を強要されるのが嫌ではない」1.0%, 「自分でも女性の盗撮や投稿をしてみたい」1.0%の順である(図4参照)。

4-3 考 察

アンケート結果からは、ネット上の性情報が多くの青少年の目に触れていることが明らかになった。性的な表現(水着・裸姿やセクシーなアニメ, 卑わいなキャッチコピーなど)を使ったパソコンサイトへアクセスする割合は、カナダを含む欧州が8割近くに達し、日本と韓国も4割前後に上る。携帯電話からの性的サイトへのアクセスでは日本が3割近くと、1割未満の他国を抑え際立つ。携帯によるネット利用が普及した日本ならではの傾向である。

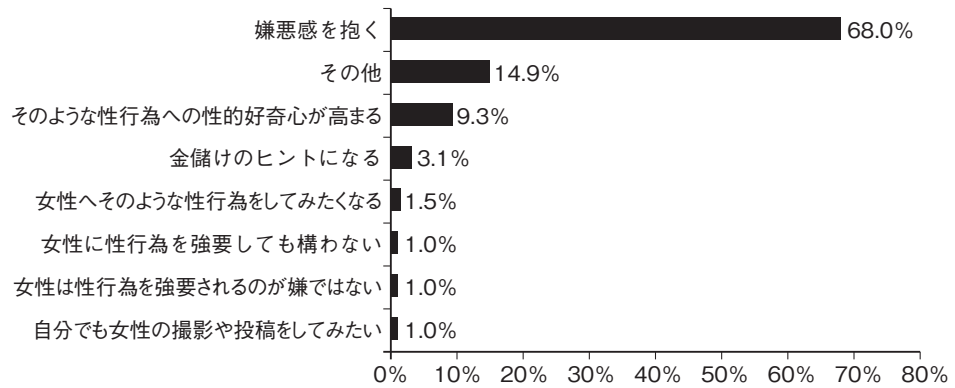
ネット上の性情報は「クチコミ」としての役割も果たしている。パソコンサイトで他人の性体験を読む割合は、韓国が7割以上と最も多い。性を公には語らない儒教的な道徳文

図3 児童ポルノをネットで見た感想



(出典) 菅谷, 渡辺, 金による調査 (2009, 未公表)

図4 女性への性犯罪に関するサイトを見た感想



(出典) 菅谷, 渡辺, 金による調査 (2009, 未公表)



化があることから、ネットでの情報収集に頼ると見られる。自分の性体験をパソコンサイトに書き込む者も、欧州が約2割で最も多い。性に開放的とされ、性的サイトへのフィルタリングも浸透していない欧州では、ネットにおける性的情報の閲覧や交換も大っぴらに行なわれると考えられる。

性情報がネット上で容易に見られる現状を、青少年は決して好意的に受け止めてはいない。「規制が好ましい」と思うのは女性が51%と、男性の34%より多い。女性の方が、性表現を不快に感じていることが伺える。国別では、規制が「好ましくない」と答えた割合は日本が3割で、1割台の韓国や欧州に差をつけている。日本は諸外国に比べ、コンビニや電車の中吊りで性表現を子どもの目にも触れさせる傾向があり、この結果にも性表現規制への意識の低さが表れている。

青少年の異性観にネットの性情報が与える影響については、憂慮すべき結果となった。児童ポルノサイトを見た感想として、「児童への性的好奇心が高まる」「児童へ性行為を試してみたい」と答えた者が各4.5%いた。女性全般への性犯罪と見なされる行為（痴漢や強姦など）を性的興味を満たすために取り上げるサイトを見た者に至っては、「そのような性行為への性的好奇心が高まる」と答えた者は全体で実に1割近く、9.3%もいた。児童に限らずネットをきっかけとする性犯罪が相次ぐ現状を鑑みれば、児童ポルノのみな

らずポルノ全般への規制や教育のあり方も、今後議論されるべきであろう。

▶ おわりに

本研究調査では、日本カナダを対象に、訪問調査とアンケート調査を行なった。両国においてネットワークの高度化は進展し、ネットへの情報発信も、成人だけではなく子どものレベルでも普及している。しかし一つ差異があるのは、日本における携帯電話の役割である。高機能の携帯電話が普及する日本では、携帯からインターネットに接続する者の割合がカナダに比べ多い。そのぶん、携帯サイトをめぐるトラブルは頻発している。この状況下、フィルタリング導入については、日本の政府・地方自治体の積極関与はカナダより格段に強い。

カナダでも携帯メールやPCサイトを発端とする事件は相次ぐが、国が対策として力を入れるのは、フィルタリングよりもネット・リテラシー教育である。子どもを有害情報から単に遮断するのではなく、「判断能力」を身に付けさせようとする方針に、自主性を重んじるカナダらしさが表れている。日本の文科省も情報モラル教育を努力目標としているが、教材や指導方法はまだ確立されておらず、規制面が先行している。しかしながら児童ポルノに関しては、日本の規制はカナダに比べゆるい。アンケート調査においても、ネット上の性表現規制を好ましく思わない者の割合は、日本が諸外国中最も多かった。

ネット上の性表現が青少年の異性観を歪める可能性があることは、本調査から明らかになったといえる。日本においては、フィルタリング普及への取り組みと並行し、ポルノ全般に対する規制のあり方を検討する必要がある。だが、単に青少年を有害情報から遠ざけるだけでは、ネットに囲まれた現代社会においては不十分である。既に何年もの間ネットの性情報を目にしてきた青少年には、それに基づく一定の価値観が出来上がっているとも考えられる。性表現を鵜呑みにせず、批判的に読み解くためのリテラシー教育を充実させることが、今後の課題となるであろう。

● 参考文献

- 警察庁（2009）「平成20年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について」
 警視庁（2009）「中学生のフィルタリング利用実態調査」
 菅谷実・渡辺真由子・金美林（2010）ネット空間のメディア・リテラシーと情報モラルのあり方に関する国際比較研究 財団法人吉田秀雄記念事業財団助成研究集, 43, 19-31.
 総務省（2009）「通信利用動向調査」
 中里見博（2007）ポルノグラフィと性暴力 明石書店
 日本青少年研究所（2008）「高校生の消費に関する調査」
 米シマンテック（2009）「子どものネット利用への関心度に関するアンケート調査」
 文部科学省（2009）「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」
 渡辺真由子（2007）オトナのメディア・リテラシー リベルタ出版
 渡辺真由子（2008）大人が知らない ネットいじめの真実 ミネルヴァ書房
 Internet Watch Foundation（2006）
 Internet World Stats（2008）
 Ipsos News Center（2009）
 National Post（January 30, 2007）
 Parliamentary Information and Research Service（2008）
 Statistics Canada（2008）
 textED.ca（2010）

（渡辺真由子 元慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所非常勤講師）